

令和4年度 第2回 枚方市国民健康保険運営協議会

(資 料)

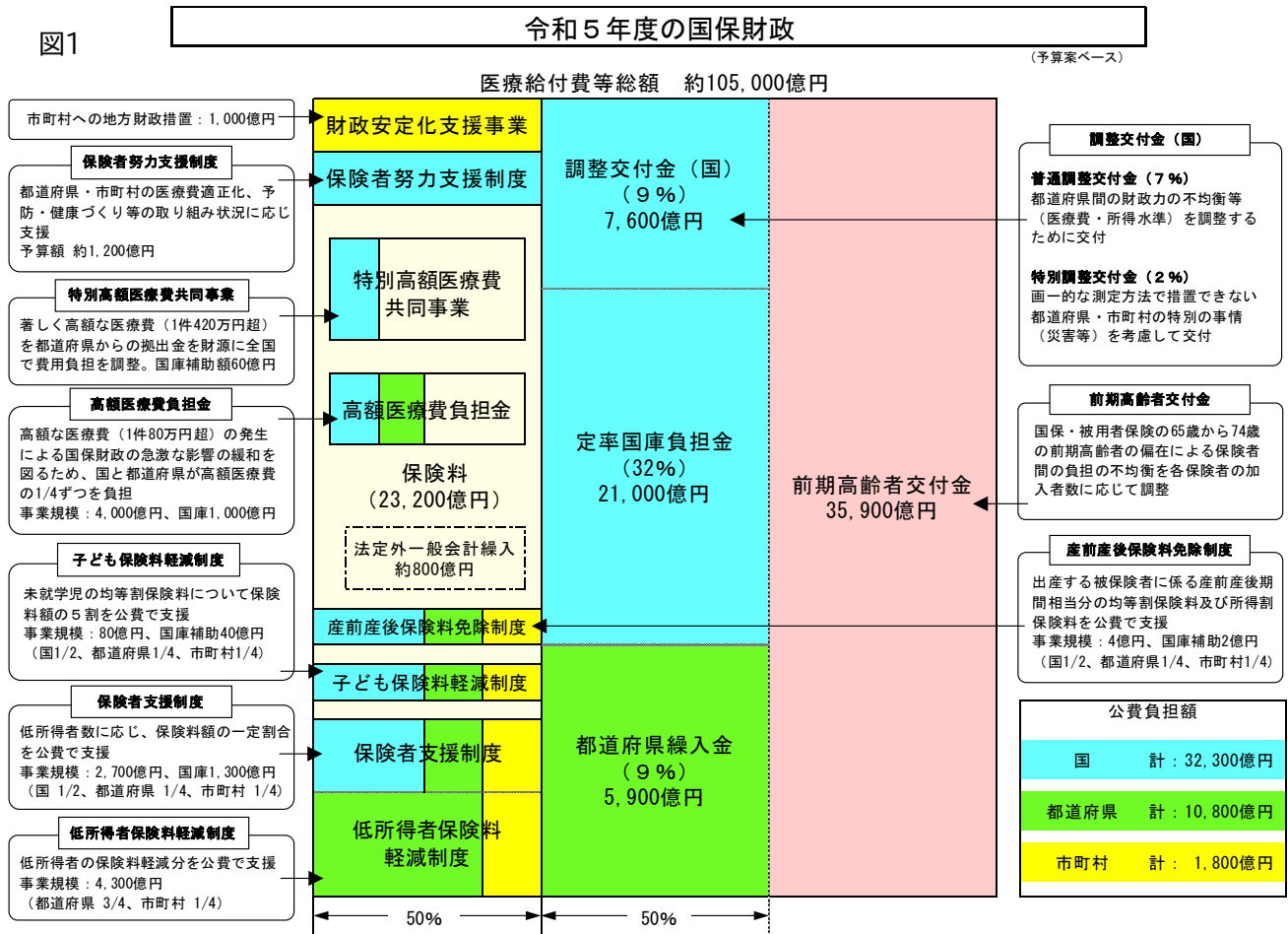
令和5年2月3日

枚方市 市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課

目 次

1. 市町村国保の財政構造について(令和5年度国予算ベース).....	1
2. 国民健康保険特別会計の仕組み	1
3. 大阪府国民健康保険の状況	2
(1)被保険者数	
(2)保険給付費	
4. 市町村標準保険料率	3
5. 枚方市保険料率の算定	4
(1)大阪府による算定における増減の要因	
(2)保険料統一に向けた激変緩和措置等	
(3)賦課総額について	
(4)令和5年度 保険料率の算定	
(5)賦課限度額の引上げについて	
(6)保険料軽減判定所得の引上げについて	
(7)所得階層別・世帯人数別保険料比較表	
6. 低所得層に配慮した本市独自の軽減特例	11
(1)低所得層の負担増への対応	
(2)本市独自の軽減特例	
(3)必要な財源と想定する軽減総額	
(4)所得階層別・世帯人数別保険料比較表(軽減特例適用後)	
(5)軽減特例適用前後の比較	
7. 令和5年度 保険料のモデルケース	14
8. 令和5年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案).....	14
9. 出産育児一時金について	15
10. 産前産後保険料の免除制度について	15
11. 令和5年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み	16
(1)資格適正化の取り組み	
(2)保険料徴収の取り組み	
(3)保険給付適正化の取り組み	
(4)保健事業推進の取り組み	
(5)システム標準化の取り組み	
(6)次期「大阪府国民健康保険運営方針」の策定に向けた取り組み	

1. 市町村国保の財政構造について(令和5年度国予算案ベース)

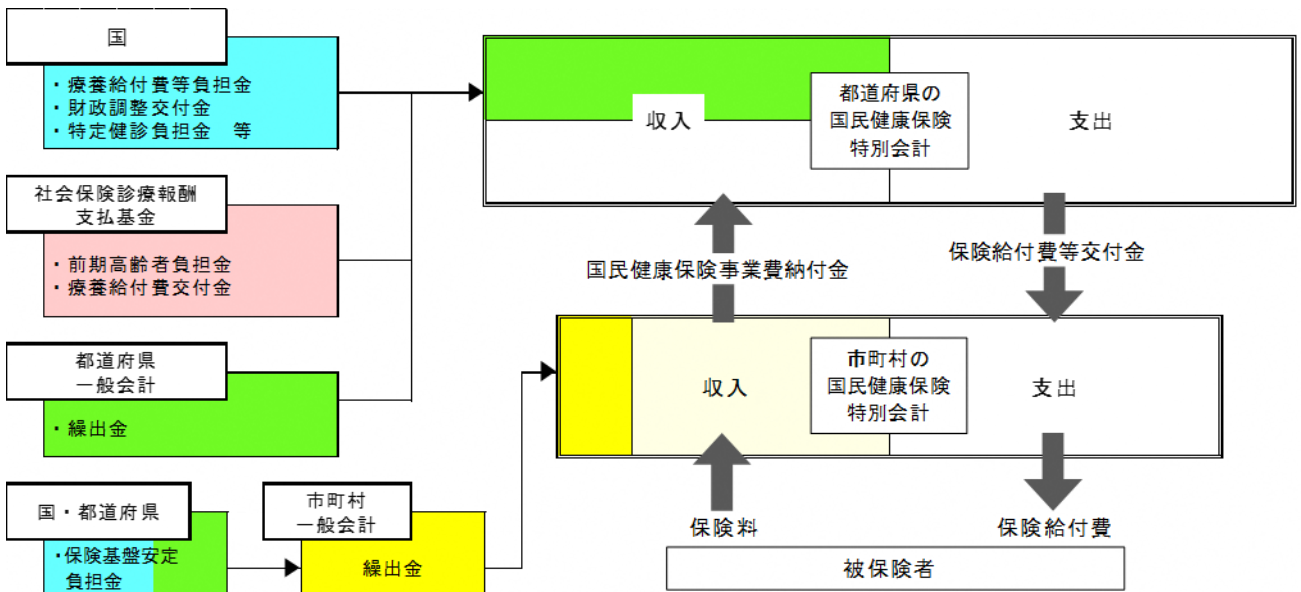


2. 国民健康保険特別会計の仕組み

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県と市町村はともに保険者となり、都道府県は、財政運営の責任主体としての役割を担うこととなりました。

市町村は、徴収した保険料等を都道府県へ事業費納付金として納付します。都道府県は、各市町村から集まった事業費納付金等を財源として、各市町村へ保険給付に係る費用を交付金として交付します。

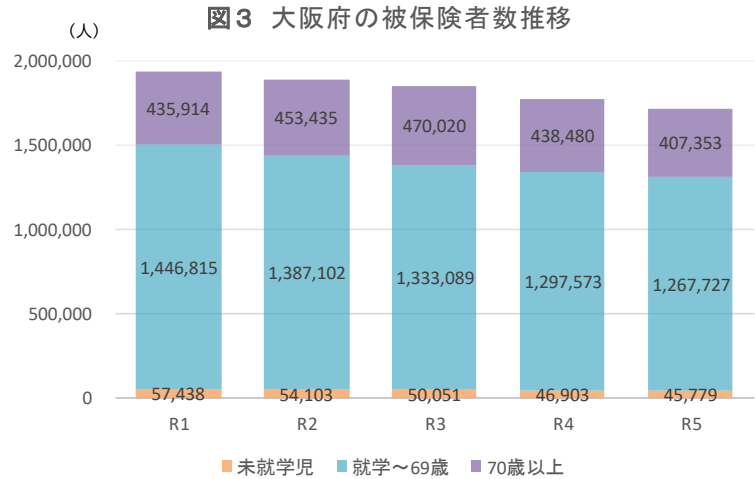
図2



3. 大阪府国民健康保険の状況

(1) 被保険者数

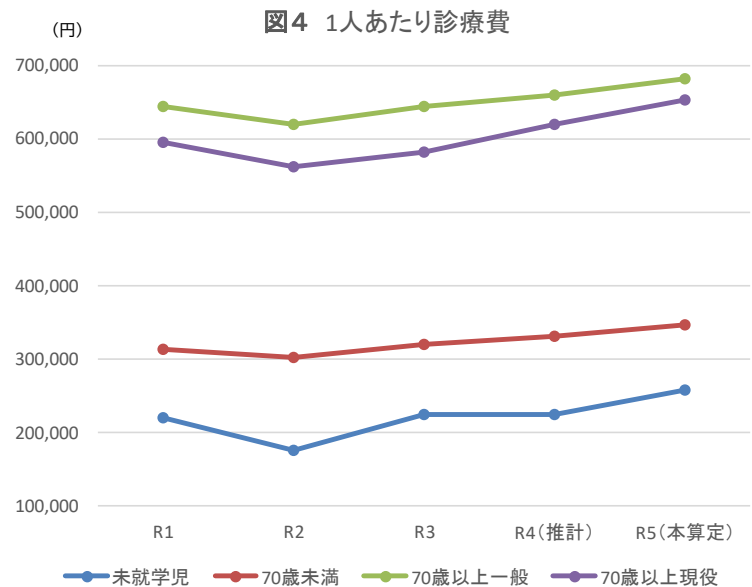
少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向がある中で 70 歳以上の被保険者数は増加傾向を示していましたが、令和4年からは1947年以降に生まれた団塊の世代が、後期高齢者医療制度に移行していることから、70 歳以上を含む全区分において被保険者数は減少する見込みです。



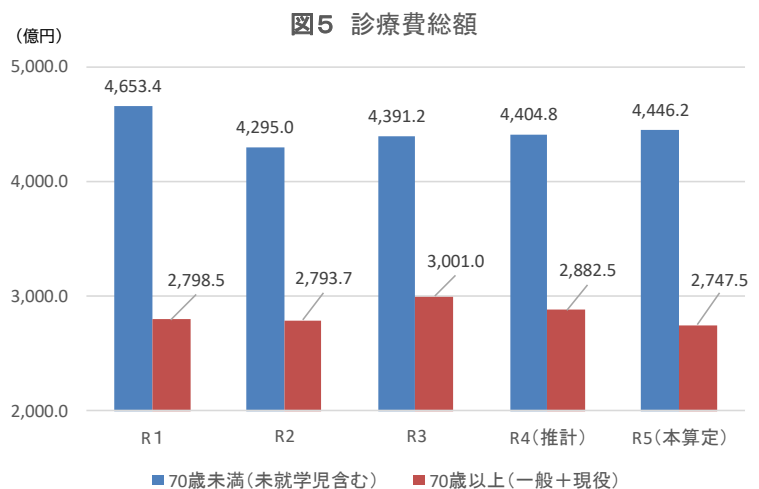
(2) 保険給付費

令和4年度はコロナ禍の診療控えからの回復で、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況です。そんな中、令和3年度に大きく回復した未就学児は、ほぼ横ばいでしたが、70歳以上については1人あたりの診療費が大きく回復する傾向にあります。

この傾向を踏まえた令和5年度推計においては、未就学児を含め、増加傾向が継続しています。



一方、1人あたり診療費が約2倍となる 70 歳以上の被保険者については、これまで全体の1人あたり診療費の主な増加要因となってきましたが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少していることを受けて、令和5年度における 70 歳以上の診療費総額は前年度比約4.7%の減少となっています。



4. 市町村標準保険料率

大阪府国民健康保険特別会計の医療給付費等分の財源は、右の図のように構成されています。

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分についても同様に、国から示された係数をもとに推計した後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を算定しています。

大阪府は、市町村が国民健康保険事業費納付金を納めるために保険料として集める必要がある額を勘案し、「市町村標準保険料率」を示します。大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、令和6年度に市町村標準保険料率に統一します。

令和4年度においては、43市町村中15市町が統一保険料率を採用しています。

図6 令和5年度大阪府国保特別会計の概況
単位：億円

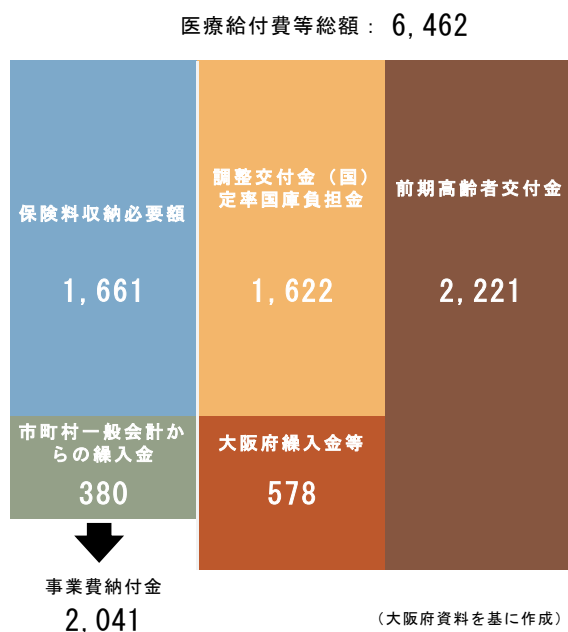


表1 大阪府内全体の国民健康保険事業費納付金等算定結果

	事業費納付金(A)	一般会計からの法定繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分	204,146,666,183 円	38,000,344,381 円	166,146,321,802 円	
後期分	59,198,440,365 円	6,795,785,295 円	52,402,655,070 円	
介護分	21,952,386,256 円	2,589,033,941 円	19,363,352,315 円	
一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
1,697,205 人	575,485 人	1,132,535 世帯	892,526,776,666 円	162,417 円

*この資料では、保険料の賦課額のうち基礎賦課額に係るものを「医療分」、後期高齢者支援金等額に係るものを「後期分」、介護納付金額に係るものを「介護分」と表記しています。

*1人当たり保険料収納必要額は、(医療分の保険料収納必要額÷一般被保険者数)+(後期分の保険料収納必要額÷一般被保険者数)+(介護分の保険料収納必要額÷介護2号被保険者数)により求めた算定上の額です。

表2 令和5年度市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730 円	33,698 円	65 万円
後期分	2.97%	10,584 円	10,574 円	20 万円
介護分	2.61%	19,552 円	—	17 万円

表 3 (参考:令和4年度市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率))

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	1人当たり 保険料収納 必要額
医療分	8.71%	31,854 円	32,105 円	63 万円	
後期分	2.66%	9,426 円	9,500 円	19 万円	
介護分	2.48%	18,306 円	-	17 万円	147,786 円

5. 枚方市保険料率の算定

大阪府による本市の事業費納付金等の算定結果は、次のとおりです。

表 4 令和5年度枚方市事業費納付金等算定結果

	事業費納付金(A)	一般会計からの 法定繰入金等(B)	保険料収納 必要額(A-B)	
医療分	8,739,310,561 円	1,722,415,587 円	7,016,894,974 円	
後期分	2,513,158,315 円	296,669,847 円	2,216,488,468 円	
介護分	849,768,851 円	104,439,504 円	745,329,347 円	
一般被保険者数	介護2号 被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料 収納必要額
70,825 人	22,431 人	46,800 世帯	38,172,019,380 円	163,597 円

1人当たり保険料収納必要額が、大阪府全体の算定結果より多くなっています。これは、枚方市の被保険者の所得額が大阪府全体の平均よりも高いことが要因です。

表 5 (参考:令和4年度枚方市事業費納付金等算定結果)

	激変緩和措置前 事業費納付金(A)	一般会計からの 法定繰入金等(B)	保険料収納 必要額(A-B)	激変緩和措置後* 保険料収納必要額	
医療分	8,513,419,636 円	1,542,988,938 円	6,970,430,698 円	6,637,942,932 円	
後期分	2,352,643,643 円	277,340,615 円	2,075,303,028 円	2,075,303,028 円	
介護分	815,903,988 円	100,555,323 円	715,348,665 円	715,348,665 円	
一般 被保険者数	介護2号 被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険 料収納必要額	1人当たり保険料 収納必要額
76,037 人	23,489 人	49,425 世帯	40,433,942,064 円	149,420 円	145,047 円

*令和4年度は、医療分に 332,487,766 円の激変緩和措置財源を充てています。

(1) 大阪府による算定における増減の要因

大阪府による保険料率の算定においては、以下のような増減の要因が挙げられています。

① 保険給付費の増加

- ・ 昨年度から引き続き、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向を受けて、1人あたりの診療費が全般的に伸びていることから、1人当たり約 18,500 円増加
- ・ 特に令和4年度実績値(推定値含む)が、令和4年度本算定値を大きく上回るなど大幅な増加傾向にある

② 後期高齢者支援金及び介護納付金の支出増加

- ・ 高齢化の進展、団塊世代の移行等による支援金の増加に加えて、2年前の支援金の精算に伴う返還額の増加により、1人当たり約 8,700 円増加
- ・ 介護給付費が全国的に増加傾向にあることから、1人当たり約 3,300 円増加

③ 前期高齢者交付金等の増加

- ・ 前期高齢者交付金その他、後期高齢者支援金国庫負担金、療養給付費等負担金の増加により、1人当たり約 12,200 円減額

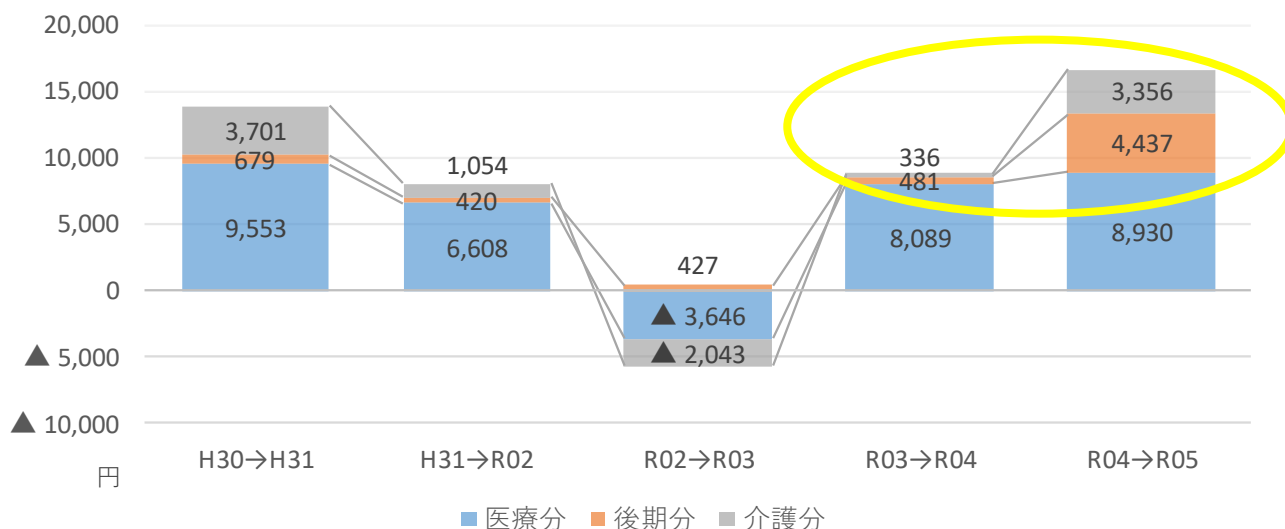
令和5年度本算定の被保険者1人当たり保険料額の前年度からの増減額を、医療分・後期分・介護分に分けて、それぞれにおける支出と収入である公費の差で表すと次のようになります。

表6 令和5年度本算定における被保険者1人当たり保険料の前年度からの増減

医療分		増減額	後期分		増減額	介護分		増減額
支出	保険給付費	18,496	後期高齢者支援金等分	8,710	介護納付金分	3,307		
公費	国普通調整交付金	▲1,001	国普通調整交付金	2,786	国普通調整交付金	1,058		
	都道府県繰入金	828	都道府県繰入金	790	都道府県繰入金	▲1,372		
	都道府県繰入金 (経過措置振替分)	310	都道府県繰入金 (経過措置振替分)	697	都道府県繰入金 (経過措置振替分)	265		
	前期高齢者交付金	6,117						
	療養給付費等負担金	3,312						
保険料の前年度からの増減額		8,930			4,437			3,356

令和5年度は、医療分の増加に加え、後期分・介護分の著しい増加が特徴です。これまでの推移をみても令和5年度は特に、後期分・介護分が1人当たり保険料額に大きな影響を与えています。

図7 各年度における1人当たり保険料の前年度からの増減額



(2) 保険料統一に向けた激変緩和措置等

これまで述べてきた状況を踏まえ、本市の保険料率を令和6年度に市町村標準保険料率に統一するにあたり、保険料が急激に増加することがないように、激変緩和措置を講じます。

ア. 前年度余剰金の活用

令和4年度決算見込みによる余剰金の一部を激変緩和措置として事業費納付金の財源に充て、保険料率を抑制します。

表 7 激変緩和措置後の保険料収納必要額

	事業費納付金	一般会計からの 法定繰入金等	前年度余剰金	保険料 収納必要額
医療分	8,739,310,561 円	1,722,415,587 円	45,333,683 円	6,971,561,291 円
後期分	2,513,158,315 円	296,669,847 円	0 円	2,216,488,468 円
介護分	849,768,851 円	104,439,504 円	0 円	745,329,347 円
合計	12,102,237,727 円	1,821,423,653 円	45,333,683 円	9,933,379,106 円
1人当たり保険料収納必要額		162,957 円*		

*1人当たり保険料収納必要額は、表 4 の算定結果と比べて 640 円の引き下げとなります。

イ. 予定収納率の設定

市町村標準保険料率の算定に大阪府が用いた本市の予定収納率は、93.95%ですが、保険料負担の公平性を確保することと、予定収納率を高く設定することで賦課総額が小さくなり、1人当たり保険料額の抑制につながることから、本市の実績収納率が年々向上していることを踏まえ、令和5年度の予定収納率は 95.50%とします。

賦課総額とは、被保険者に負担いただく保険料額の総額で、低所得世帯の軽減措置などを適用する前の額です。

表 8 収納率の推移(一般被保険者現年度分)

令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 予定収納率	令和5年度 予定収納率(案)
92.65%	93.14%	94.27%	94.20%	95.50%
市町村標準保険料予定収納率		91.96%	92.58%	93.95%

予定収納率を 95.50%に設定することにより、賦課総額は約 2 億 7,160 万 4 千円低くなり、被保険者 1 人当たりでは約 2,423 円低くなります。

表 9 収納率の設定による賦課総額の差

保険料収納 必要額	賦課総額(C) 予定収納率 93.95%	賦課総額(D) 予定収納率 95.50%	賦課総額の差 (C-D)	被保険者 1 人 当たり差額
9,933,379,106 円	10,573,048,543 円	10,401,444,090 円	171,604,453 円	約 2,423 円

ウ. 賦課割合の段階的変更

保険料は、所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式で賦課します。百分率で表す賦課割合が所得割:均等割:平等割で50:30:20である場合、例えば賦課総額が10億円であるとすれば、所得割総額は5億円、均等割総額は3億円、平等割総額は2億円となります。

この場合、均等割の額は3億円を被保険者数で除すことで求められます。同様に、平等割の額は2億円を被保険者世帯数で除し、所得割の率は、5億円を被保険者世帯の所得総額で除すことで求めます。

本市における現行の賦課割合は、市町村標準保険料率に基づく割合との乖離がまだ認められますが、令和5年度についても段階的に割合を近づけ、令和6年度までに割合を標準保険料率に基づく割合に合わせます。

表 10 枚方市の保険料賦課割合

		所得割	均等割	平等割
令和3年度 枚方市賦課割合	医療分	50.96%	28.88%	20.16%
	後期分	50.79%	28.99%	20.22%
	介護分	45.76%	54.24%	—
令和4年度 枚方市賦課割合	医療分	49.5%	30.3%	20.2%
	後期分	49.5%	30.3%	20.2%
	介護分	45.0%	55.0%	—
令和5年度(案) 枚方市賦課割合	医療分	48.2%	31.1%	20.7%
	後期分	48.4%	31.0%	20.6%
	介護分	44.9%	55.1%	—
令和5年度 市町村標準保険料率	医療分	46.9%	32.0%	21.1%
	後期分	47.3%	31.8%	21.0%
	介護分	44.7%	55.3%	—

(3) 賦課総額について

表6で算出した保険料収納必要額を予定収納率で割り戻して算出した賦課総額と、それぞれ賦課割合を用いて方式ごとに算出した賦課総額は次のとおりです。

表 11 枚方市の保険料方式ごとの賦課総額

	保険料収納 必要額(E)	予定収納率 (F)	賦課総額 (E÷F)	賦課割合		方式ごとの 賦課総額
医療分	6,971,561,291円	95.50%	7,300,064,000円	所得割	48.2%	3,518,630,848円
				均等割	31.1%	2,270,319,904円
				平等割	20.7%	1,511,113,248円
後期分	2,216,488,468円	95.50%	2,320,930,000円	所得割	48.4%	1,123,330,120円
				均等割	31.0%	719,488,300円
				平等割	20.6%	478,111,580円
介護分	745,329,347円	95.50%	780,450,000円	所得割	44.9%	350,422,050円
				均等割	55.1%	430,027,950円

(4)令和5年度 保険料率の算定

以上で算出した保険料方式ごとの賦課総額に、それぞれの除する数値を適用し、令和5年度の保険料率を次のように算定しました。

表 12 令和5年度保険料率の算定

	方式ごとの賦課総額		賦課総額を除する数等		保険料率*
医療分	所得割	3,518,630,848 円	限度額控除後の総所得額	38,172,019,380 円	9.22%
	均等割	2,270,319,904 円	被保険者数見込	70,825 人	32,060 円
	平等割	1,511,113,248 円	世帯数見込	46,800 世帯	32,290 円
後期分	所得割	1,123,330,120 円	限度額控除後の総所得額	37,530,305,880 円	2.99%
	均等割	719,488,300 円	被保険者数見込	70,825 人	10,160 円
	平等割	478,111,580 円	世帯数見込	46,800 世帯	10,220 円
介護分	所得割	350,422,050 円	限度額控除後の総所得額	13,571,059,240 円	2.58%
	均等割	430,027,950 円	介護2号被保険者数見込	22,431 人	19,180 円

*賦課総額を除した商において小数点以下第 4 位未満又は 10 円未満の端数は、切り上げます。

表 13 (参考:令和4年度保険料率の算定)

	方式ごとの賦課総額内訳		賦課総額を除する数等		保険料率
医療分	所得割	3,488,091,255 円	限度額控除後の総所得額	40,433,942,064 円	8.63%
	均等割	2,135,134,647 円	被保険者数見込	76,037 人	28,090 円
	平等割	1,423,423,098 円	世帯数見込	49,425 世帯	28,800 円
後期分	所得割	1,090,525,590 円	限度額控除後の総所得額	39,746,163,162 円	2.75%
	均等割	667,533,846 円	被保険者数見込	76,037 人	8,780 円
	平等割	445,022,564 円	世帯数見込	49,425 世帯	9,010 円
介護分	所得割	341,726,850 円	限度額控除後の総所得額	13,806,733,129 円	2.48%
	均等割	417,666,150 円	介護2号被保険者数見込	23,489 人	17,790 円

表 14 令和4年度と令和5年度の保険料率の比較

		枚方市 (令和4年度)	枚方市 (令和5年度)	市町村標準保険料率
医療分+後期分	所得割	11.38%	12.21%	12.15%
	均等割	36,870円	42,220円	44,320円
	平等割	37,810円	42,510円	44,280円
医療分+後期分 +介護分	所得割	13.86%	14.79%	14.76%
	均等割	54,660円	61,400円	63,880円
	平等割	37,810円	42,510円	44,280円

(5) 賦課限度額の引上げについて

国民健康保険法施行令の規定に沿った、大阪府の「国民健康保険運営方針」を踏まえ、医療分に係る賦課限度額を現行の63万円から65万円へ、後期分を19万円から20万円にそれぞれ引き上げます。

表 15 賦課限度額の推移

令和4年度			令和5年度		
医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
63万円	19万円	17万円	65万円	20万円	17万円

(6) 保険料軽減判定所得の引上げについて

所得が低い世帯にあっては、応益割(均等割及び平等割)の保険料負担が重くなることから、世帯の所得額に応じて、応益割保険料額を軽減する制度があります。令和5年度は物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国は、令和3・4年度は据え置かれた軽減判定所得基準額の見直しを行います。

表 16 応益割保険料軽減判定所得

令和4年度	5割軽減	世帯の所得が 43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下
	2割軽減	世帯の所得が 43万円+(52万円×世帯の被保険者数等人数)以下
令和5年度	5割軽減	世帯の所得が 43万円+(29万円×世帯の被保険者数等人数)以下
	2割軽減	世帯の所得が 43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下

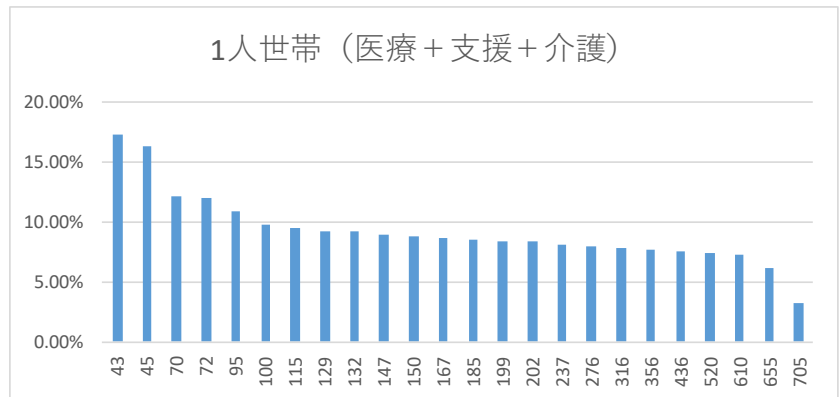
*世帯の被保険者等に給与所得者等が2人以上いる場合、給与所得者等の数が1を超える数に10万円を乗じた金額を、世帯の所得から減じて判定します。

6. 低所得層に配慮した本市独自の軽減特例

(1) 低所得層の負担増への対応

これまで述べてきたとおり、令和6年度の保険料率統一に向けて激変緩和措置を講じた上で保険料率を算定しましたが、低所得層においては、前年度の保険料に対し大きいところでは18%近くも増額することがあります(図8参照。縦軸は保険料の増加率、横軸は所得階層、単位は「万円」)。そこで、令和4年度

図8 令和4年度保険料に対する令和5年度保険料の増額の割合



と同様に、令和5年度においても、大阪府の激変緩和措置に係る交付金等を低所得層世帯の内、均等割軽減対象者の保険料に充てることで、保険料負担の軽減を図ります。

(2) 本市独自の軽減特例

低所得世帯に対しては、その所得に応じて、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を一定割合で軽減しますが、一定割合での軽減額に加え、下表のとおり本市独自に定める軽減額を加算します。

表18 軽減特例の軽減額

対象となる軽減割合	被保険者1人当たり加算する軽減額
7割	2,000円
5割	2,300円
2割	2,300円

(3) 必要な財源と想定する軽減総額

本市独自の軽減特例に充てる財源は、大阪府から激変緩和の経過措置としての交付を受ける予定の額約7千万円及び前年度余剰金見込額の一部を充てます。特例対象となる被保険者数を12月末時点での数値を用いて推計し、約9千9百万円を軽減の特例で必要な額と算出しています。

表19 軽減特例の必要額の推計

軽減割合	加算する軽減額	対象者数※	軽減に要する額	合計
7割	2,000円	23,990人	47,980,000円	98,996,300円
5割	2,300円	12,010人	27,623,000円	
2割	2,300円	10,171人	23,393,300円	

※令和4年12月末現在の保険料均等割に係る軽減対象者数(賦課状況集計表より)

軽減特例の財源として充てた前年度余剰金見込額の残りは約4千5百万円となります。それを事業費納付金に充てることで、保険料全体の抑制財源としています(表7参照)。

軽減特例を適用した所得階層別・世帯人数別保険料比較表を次ページに、さらに、適用前後の比較グラフを続いて掲載しています。

(4)所得階層別・世帯人数別保険料比較表(軽減特例適用後)

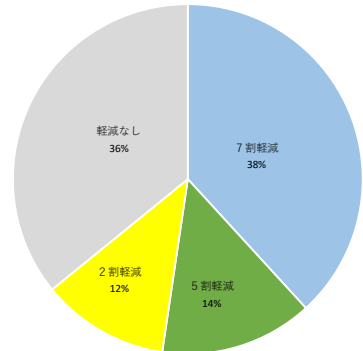
表20 医療給付費・後期高齢者支援金等分および介護納付金分

(単位:円)

所得額 (単位:万円)	1人世帯					2人世帯					3人世帯				
	A:令和4年度		B:令和5年度		増減 (B-A)	A:令和4年度		B:令和5年度		増減 (B-A)	A:令和4年度		B:令和5年度		増減 (B-A)
	軽減		軽減			軽減		軽減			軽減		軽減		
43.0	7	26,500	7	29,100	2,600	7	41,700	7	45,500	3,800	7	51,800	7	56,200	4,400
45.0	5	47,100	5	52,500	5,400	5	72,800	5	80,800	8,000	5	89,500	5	99,600	10,100
70.0	5	81,800	5	89,400	7,600	5	107,400	5	117,800	10,400	5	124,200	5	136,700	12,500
71.5	5	83,900	5	91,700	7,800	5	109,500	5	120,100	10,600	5	126,300	5	138,900	12,600
95.0	2	144,200	2	157,600	13,400	5	142,000	5	154,900	12,900	5	158,800	5	173,700	14,900
100.0		171,300		188,100	16,800	5	149,000	5	162,300	13,300	5	165,800	5	181,100	15,300
115.0		192,100		210,300	18,200	2	214,000	2	233,900	19,900	5	186,500	5	203,300	16,800
128.5		210,800		230,200	19,400	2	232,600	2	254,000	21,400	5	205,200	5	223,200	18,000
132.0		215,600		235,400	19,800	2	237,500	2	259,100	21,600	2	265,300	2	290,700	25,400
147.0		236,400		257,700	21,300	2	258,300	2	281,300	23,000	2	286,100	2	312,800	26,700
150.0		240,700		262,100	21,400		295,300	2	290,400	▲4,900	2	290,300	2	317,300	27,000
167.0		264,200		287,300	23,100		318,800		348,600	29,800	2	313,800	2	342,400	28,600
184.5		288,500		313,100	24,600		343,000		374,600	31,600	2	338,000	2	368,400	30,400
199.0		308,500		334,500	26,000		363,200		396,000	32,800	2	358,100	2	389,700	31,600
202.0		312,800		339,000	26,200		367,300		400,400	33,100		404,200	2	394,200	▲10,000
237.0		361,300		390,700	29,400		415,900		452,200	36,300		452,700		494,300	41,600
276.0		415,200		448,500	33,300		469,900		509,900	40,000		506,800		552,100	45,300
316.0		470,600		507,700	37,100		525,300		569,000	43,700		562,200		611,300	49,100
356.0		526,200		566,800	40,600		580,800		628,300	47,500		617,700		670,500	52,800
436.0		637,000		685,200	48,200		691,700		746,600	54,900		728,600		788,800	60,200
520.0		753,400		809,400	56,000		808,100		870,900	62,800		845,000		913,100	68,100
610.0		878,300		942,700	64,400		926,700		989,000	62,300		962,300		1,020,000	57,700
655.0		940,500		998,400	57,900		973,100		1,020,000	46,900		990,000		1,020,000	30,000
705.0		988,100		1,020,000	31,900		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
805.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
905.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
1,305.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
1,805.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
2,805.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000

所得額 (単位:万円)	4人世帯				5人世帯					
	A:令和4年度		B:令和5年度		増減 (B-A)	A:令和4年度		B:令和5年度		増減 (B-A)
	軽減		軽減			軽減		軽減		
43.0	7	61,700	7	66,800	5,100	7	71,600	7	77,500	5,900
45.0	5	106,300	5	118,500	12,200	5	123,000	5	137,300	14,300
70.0	5	140,800	5	155,500	14,700	5	157,600	5	174,200	16,600
71.5	5	143,000	5	157,700	14,700	5	159,700	5	176,500	16,800
95.0	5	175,500	5	192,400	16,900	5	192,300	5	211,300	19,000
100.0	5	182,500	5	199,900	17,400	5	199,300	5	218,700	19,400
115.0	5	203,300	5	222,000	18,700	5	220,000	5	240,800	20,800
128.5	5	221,900	5	242,000	20,100	5	238,700	5	260,900	22,200
132.0	5	226,800	5	247,200	20,400	5	243,600	5	266,000	22,400
147.0	5	247,600	5	269,400	21,800	5	264,300	5	288,200	23,900
150.0	5	251,800	5	273,800	22,000	5	268,500	5	292,700	24,200
167.0	2	341,700	2	374,000	32,300	5	292,100	5	317,800	25,700
184.5	2	365,900	2	399,800	33,900	5	316,300	5	343,700	27,400
199.0	2	386,000	2	421,200	35,200	2	413,800	2	452,700	38,900
202.0	2	390,100	2	425,600	35,500	2	417,900	2	457,200	39,300
237.0	2	438,600	2	477,400	38,800	2	466,400	2	508,900	42,500
276.0		543,700		594,400	50,700	2	520,500	2	566,600	46,100
316.0		599,100		653,400	54,300		635,900		695,700	59,800
356.0		654,600		712,700	58,100		691,400		755,000	63,600
436.0		765,500		831,000	65,500		802,300		873,200	70,900
520.0		881,900		955,300	73,400		918,700		993,700	75,000
610.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
655.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
705.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
805.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
905.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
1,305.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
1,805.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000
2,805.0		990,000		1,020,000	30,000		990,000		1,020,000	30,000

令和4年度 軽減世帯の割合



令和5年度 保険料率

	賦課割合		保険料率		賦課限度額
	所得割	均等割	所得割	均等割	
医療分	48.20%	9.22%	31.10%	32,060円	650,000円
	20.70%	32,290円	20.70%	32,290円	
	2.99%	10,160円	2.99%	10,160円	
後期分	44.90%	2.58%	31.00%	10,160円	200,000円
	55.10%	19,180円	20.60%	10,220円	
介護分	44.90%	2.58%	44.90%	2.58%	170,000円
	55.10%	19,180円	55.10%	19,180円	

※所得者は世帯に1人と想定、3人目以降は医療分と後期分のみとしています。

※賦課限度額を令和4年度の99万円から、令和5年度想定は102万円に変更して表示しています。

※2人世帯／3人世帯においては、軽減判定所得の増額に伴う軽減適用範囲の拡充が反映されていることから、一部で保険料が減額となっています。

(5) 軽減特例適用前後の比較

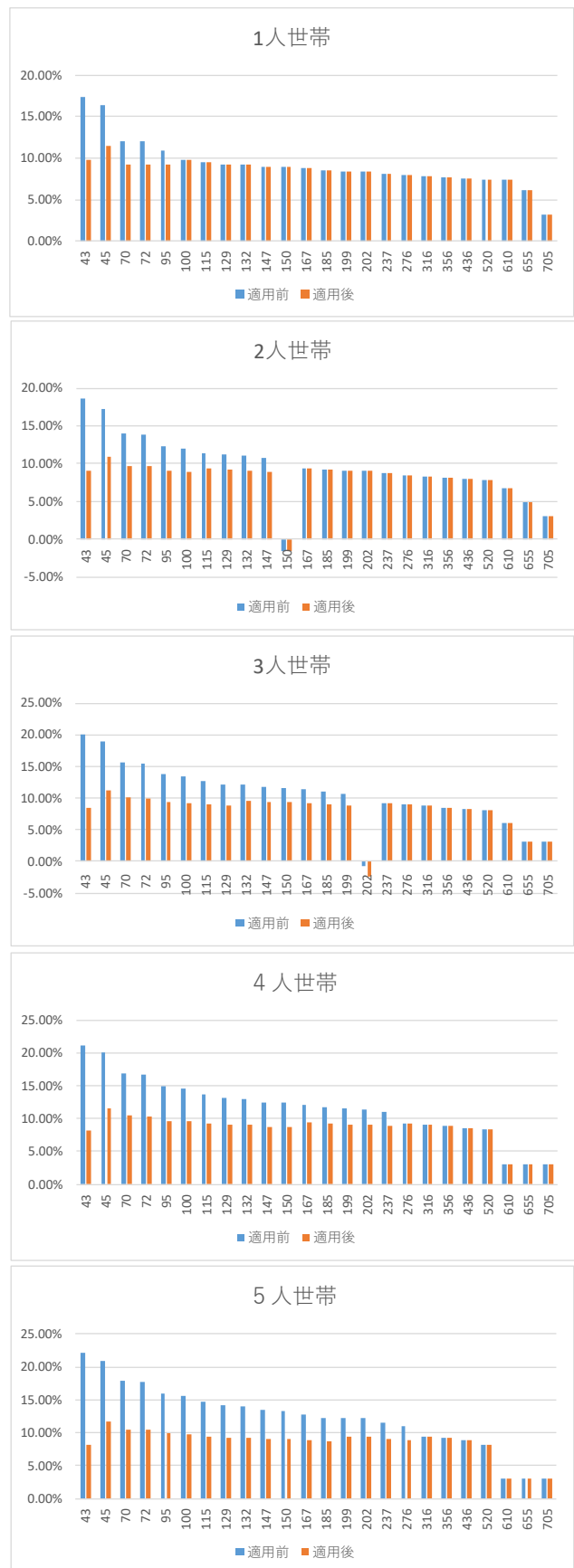
10 ページの「所得階層別・世帯人数別保険料比較表」(以下、「比較表」といいます)と、前ページの比較表(軽減特例適用後)の保険料増減額を百分率に置き換えてグラフにして示したのが右の「図9」です。縦軸が保険料の増加率、横軸が所得階層です。

全ての所得階層において保険料は増額傾向にありますが、軽減特例を適用することで、低所得層で特に増していた割合を抑制できることが見てとれます。

具体例として、介護2号被保険者の2人世帯で所得が43万円の場合、18.71%増加していた保険料が、軽減特例を適用することで、9.11%まで増加率を縮減することができます。

介護2号被保険者の2人と子ども1人の3人世帯では、同じく所得43万円の場合、20.08%から8.49%まで大きく縮減できます。

図9 軽減特例適用前後における保険料増加率の比較



7. 令和5年度 保険料のモデルケース

表21 40代夫婦と子ども2人の4人世帯
(収入ありは1人、子ども1人は未就学児)

給与収入	980,000円	給与収入	1,500,000円	給与収入	2,400,000円
所得額	430,000円	所得額	950,000円	所得額	1,600,000円
R 4	53,800円	R 4	166,300円	R 4	317,100円
R 5 案	59,300円	R 5 案	181,900円	R 5 案	346,600円
R 5 標準	71,500円	R 5 標準	195,900円	R 5 標準	363,400円
7割軽減該当		5割軽減該当		2割軽減該当	

表22 65歳以上夫婦2人世帯

(公的年金平均受給額=国民年金67万円、厚生年金(男)203万円、厚生年金(女)131万円)

夫婦とも国民年金受給		夫：厚生年金、妻：国民年金受給		現役並み所得者	
年金収入	1,340,000円	年金収入	2,700,000円	年金収入	5,270,000円
所得額	0円	所得額	930,000円	所得額	2,905,000円
R 4	31,100円	R 4	142,700円	R 4	369,200円
R 5 案	33,800円	R 5 案	157,300円	R 5 案	402,000円
R 5 標準	39,800円	R 5 標準	167,000円	R 5 標準	408,000円
7割軽減該当		2割軽減該当		軽減なし	

※公的年金平均受給額は「令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」(厚生労働省年金局)を基に算定

8. 令和5年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案)

表 23

歳入			歳出		
款	(単位:千円)		款	(単位:千円)	
	R5 当初(案)	対前年比		R5 当初(案)	対前年比
1.保険料	7,922,160	288,763	1.総務費	632,388	25,568
2.府支出金	28,333,254	▲2,184,439	2.保険給付費	27,654,425	▲2,174,449
3.繰入金	3,822,163	259,294	3.共同事業拠出金	10	0
4.諸収入	963,323	▲266,618	4.保健事業費	399,069	14,713
5.財産収入	100	0	5.国保事業費納付金	12,102,622	420,654
			6.公債費	2,000	0
			7.諸支出金	40,600	10,000
			8.予備費	209,786	▲199,486
			9.基金積立金	100	0
歳入合計	41,041,000	▲1,903,000	歳出合計	41,041,000	▲1,903,000

9. 出産育児一時金について

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり原則 42 万円(産科医療補償制度対象外の分娩の場合は 40.8 万円)を支給しています。

一方で、医療機関における出産費用が増額傾向にあることを踏まえ、出産を躊躇させないためにも、出産費用の実態に即した出産育児一時金の引上げが必要という考えから、現行の 40.8 万円+1.2 万円(産科医療補償制度掛金)の 42 万円を、近年の費用の伸びを勘案し、令和 5 年 4 月から、全国一律 50 万円(産科医療補償制度対象外の分娩の場合は 48.8 万円)に増額するものです。

これに伴い、健康保険法施行令が改正されることから、枚方市3月定例会月議会にて、本市国民健康保険条例の改正を市議会に提案します。

表 24 出産育児一時金の引上げ

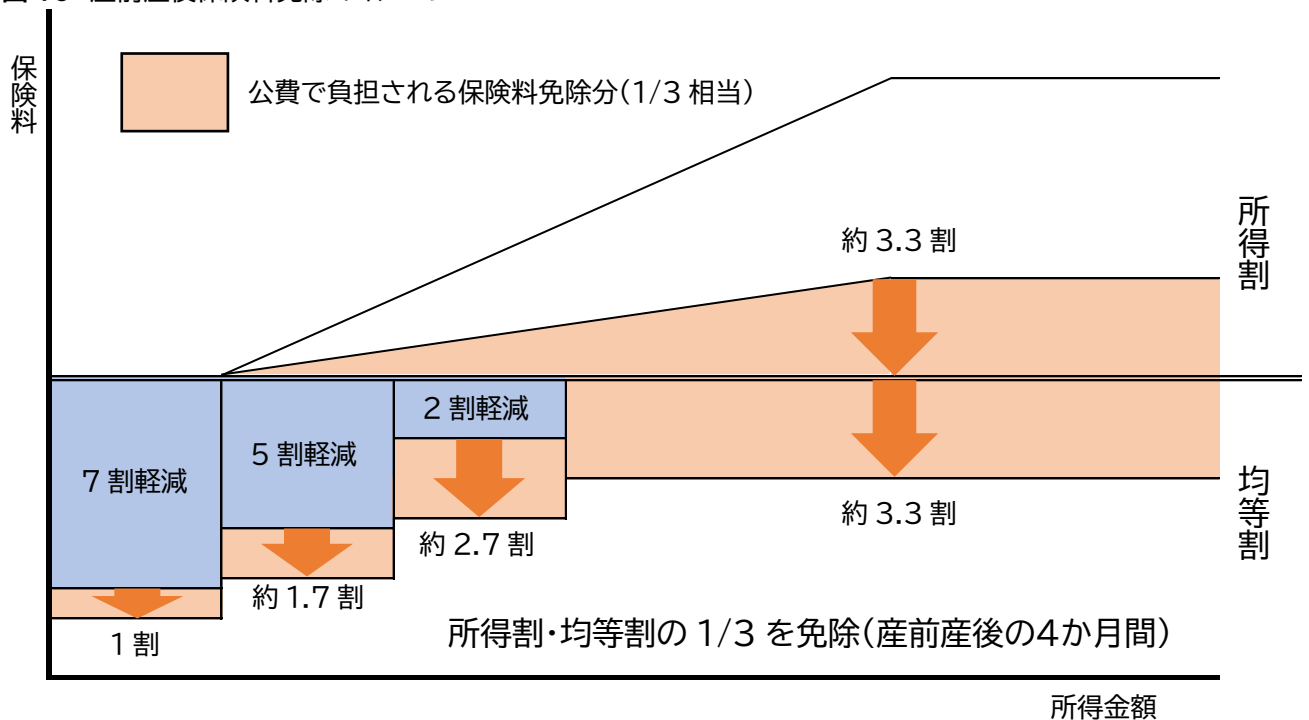
現行	42 万円 (40.8 万円+1.2 万円)
改正案	50 万円 (48.8 万円+1.2 万円)

10. 産前産後保険料の免除制度について

国・地方の少子化対策への取組として、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分である4ヶ月間の均等割保険料及び所得割保険料を免除する制度が、令和6年1月から施行される予定であり、必要な法整備が今後進められます。

免除された保険料は、公費負担(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)となります。

図 10 産前産後保険料免除のイメージ



11.令和5年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み

(1)資格適正化の取り組み

郵送戻り等を契機に、現地調査の強化及び不現住と認定した者の住民票職権削除依頼と職権による資格消除の実施による資格の適正化を図ります。

オンライン資格確認等システムの導入に伴い提供されている国保と被用者保険の資格重複リストを活用し、被用者保険に加入しながら国保を脱退していない被保険者へ、脱退勧奨の実施と職権による資格喪失処理を適切なタイミングで実施します。

(2)保険料徴収の取り組み

保険料の公平負担の観点から、令和5年度の現年度目標徴収率を 95.5%(大阪府から示された標準徴収率は93.95%)とし、滞納繰越分を含めた収納率向上を図るため、下記の取り組みを進めます。

- ① 確実な徴収方法である口座振替を促進するため、新規加入者への口座振替申し込みを奨励するインセンティブを付与する事業を令和4年度に続き実施します。
- ② 滞納早期においてスマートフォンのSMS(ショートメッセージサービス)及びコールセンターによる電話催告を通じて、新たな滞納繰越の防止に努めます。
- ③ 過年度滞納者への催告書の送付を漏れなく行い、分割納付の履行監視を適切に行うことで、納付義務者の納付意識の低下に歯止めをかけるとともに、滞納繰越分の収納率の向上を目指します。
- ④ 預金や生命保険、給与等の債権を主とした差押執行や交付要求などの滞納処分を積極的に実施します。
- ⑤ 債権回収課や納税課との組織的な徴収体制の連携強化を図っていきます。とりわけ債権回収課については、令和4年度から徴収体制が大幅に強化されたことを受け、移管案件の適切な配分について調整を図ります。
- ⑥ 滞納者の資力の有無を明らかにする金融機関等への財産調査を積極的に実施します。財産調査は、導入済みの電子照会をさらに拡大して取り組み、滞納処分の増加に繋げていきます。
- ⑦ 滞納者について、年齢・世帯構成・所得状況など様々な角度で分析を行い、効果的かつ効果的な滞納整理に繋げていきます。
- ⑧ 滞納整理に関する各種研修会に積極的に職員を派遣し、様々な債権の差押えや取立てに関する知識の向上やスキルアップを目指します。

(3)保険給付適正化の取り組み

社会保険加入後に国保被保険者証を用いて受療したケース等で発生した保険給付(療養給付費返還金)については、令和3年10月に運用開始されたオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替が可能となりました。一方で、システムでの資格確認により判明する遡及脱退においては、高額な返還金が発生する案件もあり、円滑な療養給付費の返納が課題となっています。対象者への積極的な保険者間調整の利用案内や、適正な医療給付の説明、文書・電話・訪問による催告を実施し、発生初期の段階での回収を目指します。その上で回収困難な案件は、本市の債権回収担当部署や弁護士職員と連携し、弁護士名を入れた催告書の送付、裁判手続きによる差押えなどに取り組みます。

レセプト点検については、委託業者と本市独自の点検員による二次審査を充実させ、前年度を上回る財政効果が得られるよう努めます。令和5年度は、委託業者の点検用独自シ

システムの使用により点検の効率化を図るとともに、研修などで得た情報を委託業者に提供、共有することで効果的なレセプト点検を目指しています。

柔道整復療養費及びあはき療養費については、令和3年度から、さらに重点的に取り組むため、専門業者に内容点検の業務委託を行っています。多部位・長期又は頻度が高いなど疑義のある申請について、施術患者に対しては照会文書や啓發文書の送付を行い、施術所に対しては請求内容の確認を行ったうえで申請書の返戻処理を行うなど、適正受診の強化に努めます。

第三者行為求償事務については、引き続き大阪府国保連合会に求償事務を委託するとともに、本市弁護士職員と連携した市独自求償の取組強化や広告媒体を活用した傷病届の提出勧奨の啓発事業に取り組むとともに、医療機関や保健所等の関係機関や損害保険会社等との連携・協力関係を強化し、引き続き、傷病届の第三者行為による傷病の早期把握に努めます。

外国人被保険者に係る不正受給防止のため、海外療養費や高額療養費の支給申請時における在留資格等の本人確認や、海外出産に係る出産育児一時金の申請にあっては出生事実の確認を徹底し、適正な給付に努めます。

ジェネリック医薬品の普及に関しては、利用した場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を引き続き行い、使用割合の政府目標である80%を超えることを目指します。

(4)保健事業推進の取り組み

令和5年度は「第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画」の最終年度となるため、目標達成に向けて被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の早期発見、重症化予防のための取組を引き続き実施するとともに、次期計画策定に向けての取り組みを進めます。

特定健康診査受診促進事業については、令和3年10月に大阪大学との間で締結した「効果的な健診等の運営・実施に関する研究にかかる協定」に基づき、令和4年度は未受診者対策として大阪大学が作製したAIツールを活用して受診勧奨を行いました。今後効果分析を行い、分析結果を反映した資材を活用し対象に応じた受診勧奨を実施していきます。

早期介入保健指導事業として、30歳～39歳を対象に日曜日健診と同時開催している「30歳からの国保健診」では、令和4年度は当日の血圧や腹囲などの計測結果に基づいて行う保健指導に加えて、後日に血液検査データも含めた結果から判定した保健指導対象者への集団指導を併せて実施しました。引き続き、健診受診の習慣化及び早期からの生活習慣病予防を目指した取り組みを進めます。

特定保健指導利用促進事業については、特定保健指導未利用者を対象に体験型イベントを実施し、イベント当日に特定保健指導を実施することで利用促進を図りました。参加者の約7割がこれまで特定保健指導の利用歴がないもしくは3年以上利用がない人となっており、無関心層へのアプローチとなったものと考えます。令和5年度も引き続き実施し、特定保健指導の利用促進に努めます。

糖尿病性腎症重症化予防事業については、市内の糖尿病専門医及び腎臓内科専門医と連携しながら、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者に向けた講座を引き続き実施し、糖尿病に関する知識の普及啓発を進めていきます。また、糖尿病治療中断者への専門職による訪問を引き続き実施するとともに、糖尿病性腎症重症化予防プログラム受講終了者へのアプローチについては業務委託にて実施することで、より多くの対象者に適切な助言指導を行う等、更なる重症化予防に努めます。

(5)システム標準化の取り組み

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、人的・財政的負担が増す一方となっていました。これを受けて国は、情報システムに係る重複投資を排除し、標準化・共同化を推進し、行政基盤を整備する必要性から、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を令和3年9月1日に施行し、地方公共団体にとっては、「情報システムの標準化を実施する責務を有する。(同法4条)」こととされました。国民健康保険業務については、標準システムの仕様書初版が、令和4年8月に公開され、今後、標準仕様書に準拠するシステム(以下、「標準準拠システム」)が各システムベンダからリリースされる予定です。

本市の国民健康保険システムは令和5年10月に契約満了を迎えます。その時点では本市の被保険者規模に適う標準準拠システムの調達は、時期が合わないことから、標準準拠システムの基となった国保中央会の「市町村事務処理標準システム(以下、「標準システム」)」を導入します。

この標準システムは、現在本市が使用している国民健康保険システムと同じベンダの製品であることから、運用においての親和性は比較的高いものです。一部仕様において、これまで本市が行ってきたカスタマイズなどの相違点がありますが、その抽出と対処等を施し、次の「標準準拠システム」を円滑に導入し、情報システムの標準化を実施するためのステップとして、現在はプロジェクトチームを設置して取り組んでいるところです。

(6)次期「大阪府国民健康保険運営方針」の策定に向けた取り組み

大阪府は平成30年4月の改正法施行に向けて、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」(以下、調整会議)を設置し、平成27年5月25日に第1回会議を開催。令和5年度までの激変緩和措置期間を設定し、保険料率の完全統一の実現に向けて、現在まで31回開催しています。

現在、次期「大阪府国民健康保険運営方針」の策定に向けて、保険料抑制を図るための充当資源として、保健事業の「独自事業分」における交付割合の見直しや、前期高齢者交付金の精算に伴い追加交付となった場合、後の年度の清算により返還が必要となる時に備え、追加交付分の財源を留保し、年度間の平準化に活用することなど、具体的な検討が進められています。

なお、前回の運営協議会で述べました「精神・結核医療給付」については、「当面の間は現行制度を継続し、運営方針の対象期間中に、概ね3年に1回実態調査を実施した上で継続の可否について検討する。」とされました。これら課題について、本市も調整会議の下部に設置された会議体(ワーキンググループ)も含め、次期運営方針の策定に向けて積極的に意見し、取り組んでいます。

さらに、次期運営方針策定の取り組みや今後の方針、特に、統一保険料率への移行に向け、令和5年度の本市の保険料率算定で講じた措置などについては、今後発送する納付通知書に令和5年度の保険料の算定等についての文書を同封するとともに、市広報紙、ホームページ等により、市民への周知に努めてまいります。